附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後のたばこ税法施行令（以下「新令」という。）第八条第三項の規定は、この政令の施行の日以後にたばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者が同法第十五条第一項の輸出をした製造たばこ（たばこ税法施行令第一条第一項に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）に係る同法第十五条第二項に規定する書類について適用する。

3　新令第十七条第六項の規定は、この政令の施行の日以後にたばこ税法第二十二条第三項に規定する特例輸入者が新令第十七条第五項に規定する輸入の許可を受ける製造たばこにつき同項ただし書の規定を適用する場合について適用する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

揮発油税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十号

揮発油税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「受けた又は」を「受けた、又は」に改め、同条第五項ただし書中「保存すべき書類」を「帳簿の記載事項等」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項ただし書に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の揮発油税法施行令（以下「新令」という。）第十七条第六項の規定は、この政令の施行の日以後に揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者が新令第十七条第三項に規定する輸入の許可を受ける揮発油税法施行令第一条第一項に規定する揮発油につき新令第十七条第五項ただし書の規定を適用する場合について適用する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十一号

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「いう」の下に「。第二十一条第五項において同じ」を加える。

第二十一条第一項第三号中「充てんした」を「充塡した」に、「充てんされた」を「充塡された」に、「充てんを」を「充塡を」に改め、同条第二項中「まで又は」を「まで若しくは」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改め、同条第四項中「（特例申告」を「（申告の特例」に改め、同項ただし書中「保存すべき書類」を「帳簿の記載事項等」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項ただし書に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の石油ガス税法施行令（以下「新令」という。）第二十一条第五項の規定は、この政令の施行の日以後に課税石油ガス（石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する課税石油ガスをいう。以下同じ。）を石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る課税石油ガスにつき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。）が新令第二十一条第四項に規定する輸入の許可を受ける課税石油ガスにつき同項ただし書の規定を適用する場合について適用する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十二号

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十五条第一項及び第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「いう」の下に「。第十六条第三項及び第二十条第九項において同じ」を加える。

第十六条第二項中「輸入の許可を」を「輸入の許可（第二十条第八項及び第十一項において「輸入の許可」という。）を」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「若しくはしないとき」を「、若しくはしないとき、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。